第六　令第百七条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第五号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一～四　（略）

五　けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　令第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一・二　（略） 三　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ　表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。	第三　令第百七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一・二　（略） 三　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 イ　表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
(1)　厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下この号において「合板等」という。）の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの	(1)　厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
四　（略）	四　（略）
第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ハ　（略） ニ　野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが九ミリメートル以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井にハ(2)(i)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。 ホ・ヘ　（略） 二　（略）	第五　屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第二号ハに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一　令第百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。 イ～ハ　（略） （新設） ニ・ホ　（略） 二　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一